

子ども・子育て支援に関するニーズ調査の概要

■内容

子ども・子育て支援法第61条において、市町村は国が示す基本指針に即して、5年を1期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を定めるものとされている。

市町村においては、平成27年度を始期とする支援事業計画の計画期間の終期が平成31年度（2019年度）であることから、2020年度を始期とする第2期支援事業計画を改めて策定する必要がある。

計画策定にあたっては、教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行うことが求められるため、保護者に対するアンケート調査（「ニーズ調査」）を行い、子育てに関する生活実態や意見・要望等を把握するもの。

■調査基準日

平成30年12月1日時点

■調査時期

平成30年12月下旬（2週間程度）

■調査対象及び件数

①就学前の子どものいる世帯	・ ・	約800件
②小学生児童（1年生～3年生）のいる世帯	・ ・	約550件
	合計	1350件

※アンケートは保護者が回答する。

※①、②それぞれの区分で、同一世帯に対象児童が複数居る場合、調査票は下の子宛に1通のみ配布する。

【例】

就学前の子どもが2人いる世帯	・ ・	①を1通送付
就学前の子どもと小学校3年生のいる世帯	・ ・	①と②を1通ずつ送付
小学校3年生と1年生のいる世帯	・ ・	②を1通送付

■調査方法 郵送 又は 保育所・小学校等関係機関を通じたの配布・回収

Ⅱ.市町村子ども・子育て支援事業計画

16

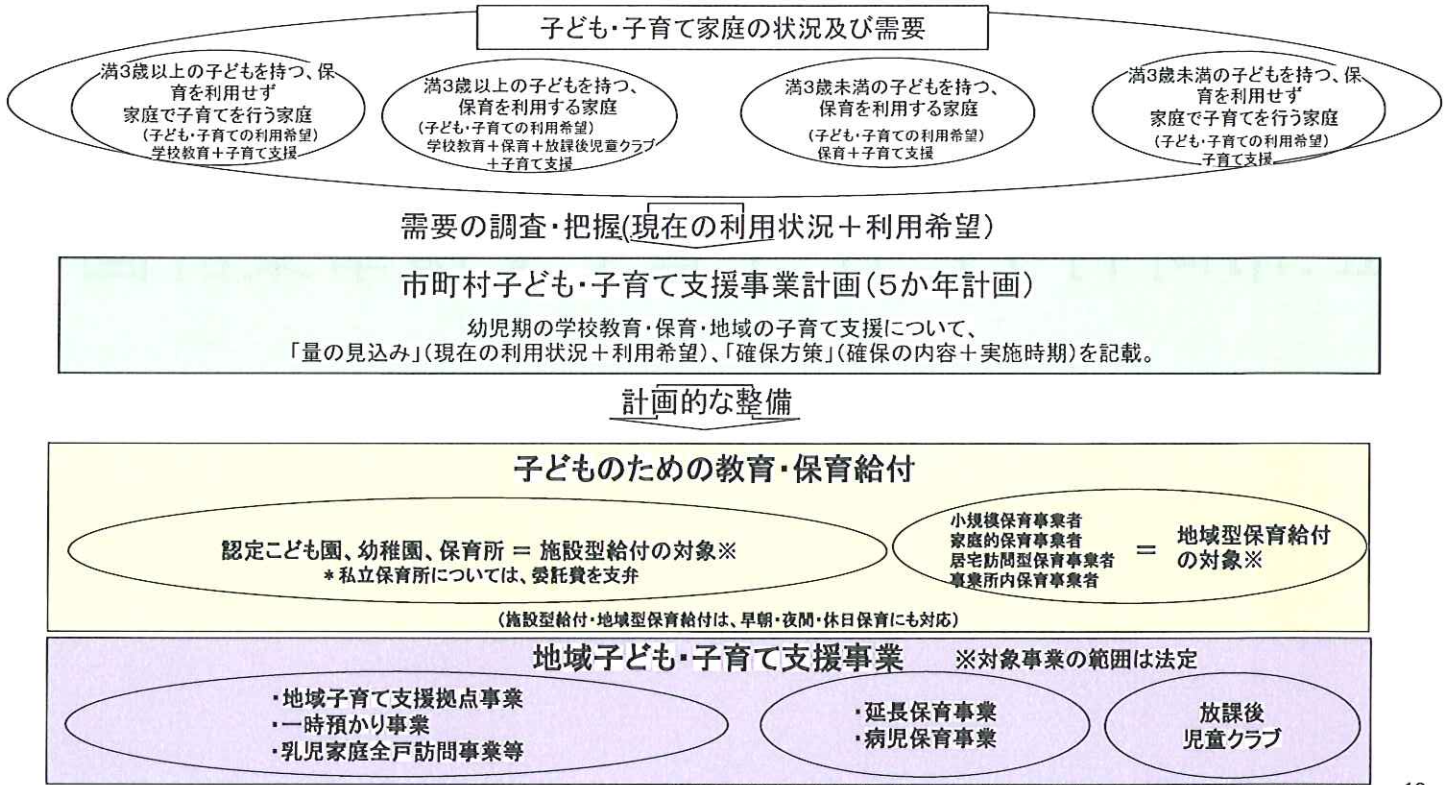
子ども・子育て支援の意義のポイント(基本指針)

- 「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本とする。
- 障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す。
- 核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、依然として多くの待機児童の存在、児童虐待の深刻化、兄弟姉妹の数の減少など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が変化。
- 子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、上記の環境の変化を踏まえ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくこと。そうした支援により、より良い親子関係を形成していくことは、子どものより良い育ちを実現することに他ならない。
- 乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得など、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障することが必要。
- 子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要。その際、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことに留意することが重要。
- 社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要。

17

市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ①

〇市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。(新制度の実施主体として、全市町村で作成。)



※ 施設型給付・地域型保育給付の対象は、認可や認定を受けた施設・事業者の中から、市町村の確認を受けたもの 18

市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ②

〇市町村子ども・子育て支援事業計画のポイント 「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」

<量の見込み>

・幼児期の学校教育・保育・地域子ども・子育て支援事業について、「現在の利用状況+利用希望」を踏まえて記載(参酌標準)。

→住民の利用希望の把握が前提。(子ども・子育て支援法第61条第4項)

<確保の内容・実施時期>

・幼児期の学校教育・保育について、施設(認定こども園、幼稚園、保育所)、地域型保育事業による確保の状況を記載。

・量の見込みとの差がある場合には、施設・地域型保育事業の整備が必要。

(例) 平成27年度に地域型保育事業(50人分)を整備、平成28年度に施設(100人分)を整備

・地域子ども・子育て支援事業についても、確保の状況を記載。量の見込みとの差がある場合、事業整備が必要。

〇区域設定

〇幼児期の学校教育・保育

<量の見込み>

- 〇教育のみ<1号>
- 〇保育の必要性あり(3-5歳) <2号>
- 〇保育の必要性あり(0-2歳) <3号>

<確保の内容・実施時期>

- 〇施設(認定こども園、幼稚園)で確保
- 〇施設(認定こども園、保育所)で確保
- 〇施設(認定こども園、保育所)、地域型保育事業で確保

不足がある場合は整備

〇地域子ども・子育て支援事業

利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童健全育成事業等

※上記のほか、人口減少地域などでは、上記以外の事業による確保も可能。
例)「保育の必要性あり(3-5歳)<2号>」→地域型保育事業で確保

量の見込み

確保の内容、実施時期

不足がある場合は整備

(〇年度に〇人分)

〇 認定こども園の普及、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の推進方策に係る事項

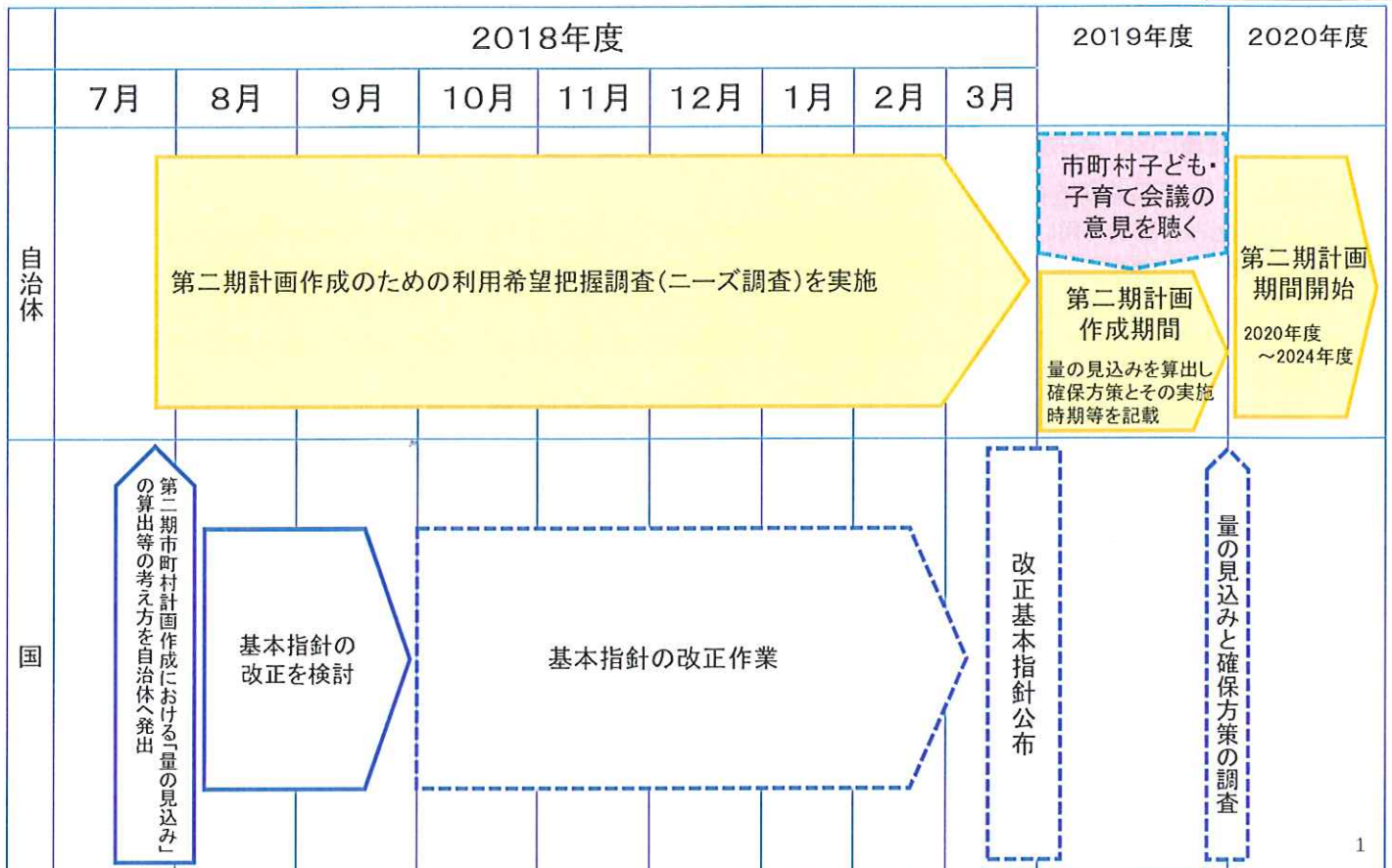
〇 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

〇 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

〇 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

第二期市町村子ども・子育て支援事業計画作成に係るスケジュール(案)

平成30年7月30日
第36回子ども・子育て
会議資料1-4



1

第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方(案)の概要

第二期市町村子ども・子育て支援事業計画作成にあたっての量の見込み算出等の考え方(案)の方針

○第一期市町村子ども・子育て支援事業計画作成時の「量の見込みの算出等のための手引き」(以下「第一期手引き」という。)を参照することを前提とし、原則として第一期手引き発出後に追加した項目、あるいは第二期市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に当たり、新たに記載、修正する項目のみを記載する

追加する主な項目

- ◆「子育て安心プラン」「中間年見直し時の手引き」「改正基本指針(平成30年内閣府告示第56号)」を踏まえた項目
 - 量の見込みの算出に当たっては、トレンドや政策動向、地域の実情等を十分に踏まえるとともに、子育て安心プラン実施計画との整合性の確保を図りつつ、必要に応じて補正を行うこと
(特に、保育の受け皿整備の進捗による潜在需要の喚起や、女性就業率の上昇傾向に留意)
 - 都市開発部局との十分な情報共有
 - 幼稚園における預かり保育等の取扱い
 - ・幼稚園において、預かり保育の充実(長時間化・通年化)により、保育を必要とする子どもの預かりニーズにも適切に対応可能であると認められる場合には、2号認定子どもに係る教育・保育の提供体制の確保の内容に含めることが可能
 - ・一時預かり事業(幼稚園型Ⅱ)による2歳児受入れや幼稚園における長時間預かり運営費支援事業による0～2歳児の受入れを行う場合は、3号認定子どもに係る教育・保育の提供体制の確保の内容に含めることが可能
 - 企業主導型保育施設の地域枠の活用
 - ・企業主導型保育施設の設置者と市町村が調整を行い、地域枠について市町村の利用者支援の対象とした場合には、2号認定子ども及び3号認定子どもに係る教育・保育の提供体制の確保の内容に含めて差し支えない

○特定教育・保育施設等の定員の取扱い

- ・必要利用定員総数が当該年度よりも翌年度が上回る場合には、翌年度の必要利用定員総数に基づき需給調整を行う
- ・新たに整備を行った保育所や認定こども園については、運営開始後1～3年目は4・5歳児定員を少なく設定し、2年目以降、入所児童の進級に伴い、4・5歳児の定員の増加を図るなど、施設側と調整し、地域の保育ニーズに伴い、柔軟な定員設定を行う

◆発出した事務連絡等を踏まえた項目

○量の見込みの算出に用いる子どもの年齢について(平成26年4月17日子ども・子育て支援新制度説明会資料2<3>)

- ・量の見込みの算出に用いる子どもの年齢については、「調査又は抽出時における年齢」が回答時点における年齢に最も近く、各年齢のニーズをより適切に把握できると考えられるが、市町村の判断で4月1日時点での年齢(学年齢)とすることも可能

○放課後児童健全育成事業の量の見込み算出時の留意事項(平成26年5月1日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課事務連絡)

- ・就学児に対する利用希望把握調査を行わない場合には、就学児の利用意向を用いて量の見込みを算出するよりも量が多く見込まれる傾向があるため、例えば第一期市町村子ども・子育て支援事業計画における量の見込みと実際の利用実績の乖離度を踏まえるなどの方法により、適正な補正を行う

◆政策動向や現在の子ども・子育てをめぐる状況を踏まえ、新たに追加することが必要な項目

○放課後子ども新総合プラン(仮称)を踏まえた量の見込みの算出

- ・放課後子ども新総合プラン(仮称)では、女性の就業率の上昇や保育ニーズの高まりを踏まえ、2023年度末までに放課後児童クラブの約30万人分の更なる受け皿を拡大することを踏まえ、量の見込みを算出すること

◆その他、留意が必要な項目

○0歳児の保育の量の見込みの算出について

- ・育児休業の取得状況の実態等を踏まえ、量の見込みを適切に算出

3

基本指針の改訂方針について

改正のポイント

○ 改正内容として考えられるものは、以下のとおり。

- (1)平成28年の児童福祉法改正による社会的養育に関する抜本的な改正(市町村・都道府県の役割と責務の明確化、家庭養育優先原則など)の反映
- (2)放課後子ども新総合プラン(仮称)の策定による量(ニーズ)の見込みの考え方の変更の反映
※ 子育て安心プランの内容に関しては、既に改正済みであり、平成30年3月30日告示・4月1日施行
- (3)その他新制度施行後の関連施策の動向の反映

○ これらのポイントについて、今後改正の検討を行っていく。

参 考

○子ども・子育て支援法(平24法65)

(基本指針)

第六十条 内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 子ども・子育て支援の意義並びに子ども・子育て支援給付に係る教育・保育を一体的に提供する体制その他の教育・保育を提供する体制の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的事項
- 二 次条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村子ども・子育て支援事業計画及び第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する事項
- 三 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項
- 四 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

3・4 (略)

4

第2期新見市子ども・子育て支援事業計画策定スケジュール(案)

		第2期新見市子ども・子育て支援事業計画	第1期新見市子ども・子育て支援事業計画
H 30 年 度	6月		第1回子ども・子育て会議 (平成29年度の実施状況評価)
	11月	第2回子ども・子育て会議 (ニーズ調査に関する協議)	
	12月	調査票の校正・印刷 調査票発送 調査票回収	
	1月	データ集計、分析	
	2月		
	3月	結果報告書	
			↑ 調査実施 ↓
H 31 年 度	4月	計画素案作成	<子ども・子育て会議 新委員委嘱>
	〃		
	6月		第1回子ども・子育て会議 (ニーズ調査結果、策定状況報告) (平成30年度の実施状況評価)
	〃	計画素案完成	
	未定	第2回子ども・子育て会議 (計画案について協議) パブリックコメントの実施	
	〃		
	12月	第2期計画策定	